

## 地域医療支援病院名称承認に係る審査表

## 3 東京慈恵会医科大学葛飾医療センター

病院の概要	
所在地	東京都葛飾区青戸六丁目 4 1 番 2 号
開設年月日	昭和 1 9 年 4 月 1 9 日
診療科	内科、消化器内科、腎臓内科、循環器内科、呼吸器内科、精神科、小児科、皮膚科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、病理診断科、内分泌・代謝内科、肝臓外科、血管外科、脳神経内科
重点医療	救急医療、災害医療、感染症医療、周産期医療、小児医療
指定等	感染症法医療措置協定締結医療機関（第一種及び第二種指定）、東京都災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、基幹型臨床研修病院 等
病床数	3 7 1 床（一般病床 3 7 1 床）

審査項目	申請病院の実績
① 紹介患者に対して医療を提供することとし、次のいずれかに該当すること。 ア 紹介率 80%以上 イ 紹介率 65%以上、かつ逆紹介率 40%以上 ウ 紹介率 50%以上、かつ逆紹介率 70%以上	○令和 5 年度の紹介率 8 5 . 3 % (A/B) ○令和 5 年度の逆紹介率 6 7 . 5 % (C/B) ⇒ <u>アに該当</u>  紹介患者数 1 4 , 8 7 1 人(A) 初診患者数 1 7 , 4 2 7 人(B) 逆紹介患者数 1 1 , 7 5 7 人(C)
② 病院の建物、設備、器械等を地域の医療従事者の診療、研究等に共同利用できる体制を整えていること。	○共同利用の範囲 ⇒ 病床(4床)、CT、MRI、RI、X線骨密度、心電図、ホルター心電図、脳波、心臓超音波、肺機能、呼気中一酸化窒素濃度  ○共同利用件数(令和 5 年度) ・高額医療機器利用 6 5 9 件  ○共同診療件数(令和 5 年度) 1 件  ○共同利用に関する規程 ・「東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 施設・設備の共同利用に関する規程」

審査項目	申請病院の実績
<p>③ 常時、重症の救急患者に対し医療を提供できる体制を確保することとし、次のいずれかに該当すること。            ア 救急自動車搬送患者数が1,000人以上            イ 救急自動車搬送患者数が救急医療圏（二次医療圏）人口の0.2%以上</p>	<p>○重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況            医師191人、薬剤師22人、看護師260人、診療放射線技師24人、臨床検査技師27人、臨床工学技士10人</p> <p>○診療施設            一般撮影室、CT室、MRI室、血管内治療室、X線TV室、中央検査部、救急室、診察室、内視鏡室、集中治療室、手術部</p> <p>○重症救急患者のための病床の確保状況            ・優先的に使用できる病床 18床</p> <p>○令和5年度救急医療提供実績            ・救急自動車により搬送された患者の数            3,448人  <u>⇒アに該当</u></p>
<p>④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することとし、年間12回以上の研修を主催していること。</p>	<p>○令和5年度の研修会実績            ・講演会、症例研究会等 17回            ・地域医療機関からの参加者 595人</p> <p>○「東京慈恵医科大学葛飾医療センター医療連携・メディカルカンファレンス委員会」を設置。</p>
<p>⑤ 集中治療室、化学・細菌・病理検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、医薬品情報管理室、緊急用又は患者輸送用自動車を有すること。</p>	<p>○集中治療室（13室、12床）、化学検査室10室、細菌検査室5室、病理検査室10室、病理解剖室6室、研究室2室、講義室7室、図書室1室、医薬品情報管理室1室、患者輸送用自動車1台を有している。</p>
<p>⑥ 紹介しようとする医師・歯科医師に診療及び病院の管理運営に関する諸記録を閲覧させる体制を整えていること。</p>	<p>○「東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する規程」により諸記録を閲覧させる整備を整えている。</p>

審査項目	申請病院の実績																					
⑦ 学識経験者からなる運営委員会を設置し、地域における医療の確保のために必要な支援に係る事項を審議すること。	<p>○「東京慈恵会医科大学葛飾医療センター地域医療支援委員会」を設置。</p> <table border="0"> <tr> <td>・(委員構成)</td> <td>地区医師会</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地区歯科医師会</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療圏内病院代表</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別区</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都消防署職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内部委員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>15名</td> </tr> </table>	・(委員構成)	地区医師会	3名		地区歯科医師会	1名		医療圏内病院代表	3名		特別区	1名		都消防署職員	1名		内部委員	6名		計	15名
・(委員構成)	地区医師会	3名																				
	地区歯科医師会	1名																				
	医療圏内病院代表	3名																				
	特別区	1名																				
	都消防署職員	1名																				
	内部委員	6名																				
	計	15名																				
⑧ 患者からの相談に適切に応じられる体制を確保すること。	<p>○入退院・医療連携センター内面談室で主に看護師や医療ソーシャルワーカーが相談に対応。 相談件数：200件</p>																					
⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること。	<p>○地域の在宅療養スタッフを対象とした研修実績 3回240人 ○退院前カンファレンス有</p>																					
⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。	<p>○感染症法第一種及び第二種協定指定医療機関</p> <p>(平常時)</p> <p>○感染対策委員会を設置し、感染対策に関する企画、審議を行い、各部署と連携して対策を推進。</p> <p>○実動組織として感染対策室・ICTを設置し、病院感染に関する監視、調査、評価、対応措置を指示し、院内の感染対策を徹底。</p> <p>○その他、抗菌薬適正使用推進チームの設置、職員の感染対策研修の定期受講、感染症発生状況の報告に関する情報共有・情報発信などを実施。</p> <p>(まん延時又はそのおそれがある時)</p> <p>○感染症法医療措置協定に基づき、感染症患者の受入れを行う。</p> <p>○流行初期期間は23床、流行初期期間経過後は31床の受入れ病床を確保。</p>																					
⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。	<p>○東京都災害拠点病院</p> <p>(平常時)</p> <p>○自衛消防訓練の実施をはじめ各種訓練に参加するとともに、災害用応急資機材として医療資機材や医薬品、自家発電装置等を確保。</p> <p>(災害時)</p> <p>○災害対策本部を立ち上げ、トリアージの実施、広域搬送、他院DMAT隊の受入れ等を行う。</p> <p>○DMAT派遣体制を確保。</p>																					